

失業等の場合の減免判定方法

実際の判定方法について、失業等の場合を例に説明します。

次の①から③の全てに該当した場合、失業等の日以降の納期に係る保険税が減免されます。

- ① 解雇、会社倒産等、会社都合による退職又は事業の不振や休廃業であること。
 - ・ 定年退職や正当な理由のない自己都合退職、被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇等は対象になりません。
 - 離職理由は、雇用保険受給資格者証の離職理由コードや退職した会社発行の会社都合による離職理由が記載された書類等で確認します。
- ② 令和8年の1月から12月までの世帯主及び国民健康保険に加入している方の見込所得が、前年所得金額の70%（前年所得金額が200万円以下のときは80%）以下に減少していること。

〔所得額のとらえ方〕

- ・ 見込所得額と前年所得金額は、国民健康保険に加入していない世帯主の所得を含みます。
 - ・ 非自発的失業により保険税の軽減に該当した方の前年給与所得については、その30%に相当する額を前年所得金額とします。また、他の所得がある場合は、給与所得の30%相当額を他の所得と合算します。
 - ・ 前年所得に譲渡所得と一時所得がある場合は、それらの所得は除きます。
- ③ 令和8年の1月から12月までの世帯主及び国民健康保険に加入している方の見込所得額が、基準生活費の140%以下に該当すること。

〔基準生活費の算定〕

- ・ 基準生活費は、生活保護法による保護の基準に定められた生活扶助額、教育扶助額、住宅扶助額から算定します。
- ・ 世帯構成や年齢等によって異なります。

【参考】

世帯構成	基準生活費	
	持家の場合	借家の場合
単身（45歳）	1,096,870円	1,540,870円
夫婦（45歳）	1,643,028円	2,135,028円
夫婦（45歳）と子（14歳）1人	2,172,230円	2,724,230円
夫婦（45歳）と子（14・10歳）2人	2,554,869円	3,154,869円

失業等の場合の減免判定モデル例（令和8年度）

夫婦（各45歳）・子（14歳）世帯、持ち家の場合

		令和7年		令和8年	
		夫(会社員)	妻(パート)	夫(6月末解雇)	妻(パート)
給 与	収入	4,800,000円	960,000円	2,400,000円	960,000円
	所得※1	3,400,000円	310,000円	1,600,000円	310,000円

※1 下記②③で使用。所得は、給与所得控除後の額です。

①失業等の事由の確認

会社事業縮小による解雇（失業保険なし）

②見込所得額の割合

$$\frac{\text{令和8年分（夫：1,600,000円＋妻：310,000円）}}{\text{令和7年分（夫：3,400,000円＋妻：310,000円）}} \times 100 = 51.5\%$$

③見込所得額と基準生活費の比率（140%以下）

$$\frac{\text{見込所得額 1,910,000円}}{\text{基準生活費 2,172,230円}} \times 100 = 87.9\%$$

上記の判定の結果、①、②、③すべての要件に該当するため、減免となります。

問い合わせ：国保年金課 国民健康保険班

042-707-8111（相模原市国民健康保険コールセンター）